

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、顧客、取引先、株主、社員など多くのステークホルダーにより支えられており、経営では、これらのステークホルダーすべてに不利益を与えないことが重要であります。したがって当社では、経営を公正におこない、またその内容を極力透明にするため、社外取締役のほか、経営監視機能である監査役、会計監査人、および内部監査部門を設け、各々連携をとりながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

内部統制システム、内部管理体制の強化については、社外取締役が経営上の重要事項に関して自らの見識に基づいた発言と監督を行い、監査役3名(内、社外監査役2名)が監査役会の定める監査方針に従い、取締役会など経営に係る会議に出席するほか、質問、閲覧、調査などをおこなうことにより、取締役の職務遂行や各部門の業務の状況を監査し、必要に応じて意見を述べるなど、監視・牽制をおこなっております。

また、内部監査部門を設置して、内部牽制システムの充実に図るとともに、コーポレート・ガバナンスならびにコンプライアンスが有効に機能するよう図っております。内部監査では、内部監査規程に基づき、当社および子会社の業務運営の実態を把握して業務上の過誤による不測の事態を予防しております。また、業務改善と経営効率の向上を目的として、合法性と合理性の観点から各部門における業務の遂行状況を公正かつ客観的立場から検証・評価をおこない、その結果を監査報告書として社長に提出しております。

社内規程につきましても、管理部門において業務全般にわたる諸規定を整備しておりますが、関係法令の改正や内部統制の強化に対応すべく、継続的な見直しと、法の改正などに合わせた新規の規程の策定をおこない、全社員への周知徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名屋佑一郎	4,701,000	17.53
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	667,000	2.44
PLEASANT VALLEY	631,600	2.35
株式会社メイコー	629,244	2.34
名幸興産株式会社	608,400	2.26
有限会社ユーホー	521,000	1.94
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE - AC)	515,500	1.92
名屋晴行	488,500	1.82
DEUTSCHE BANK AG LONDON-TREATY CLIENT 613	454,114	1.69
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAY	452,800	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野創	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野創		-	公認会計士として、会社経営に携わってきた豊富な経験と幅広い見識をもとに、財務・会計に関する専門性を当社の経営と監督に反映していただくために選任いたしました

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、経営を公正に行い、またその内容を極力透明にするため、経営監視機能である監査役、会計監査人および代表取締役社長直轄の内部監査部門を設け、各々が連携をとりながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社の企業統治体制につきましては、監査役制度を採用しており、平成28年6月28日現在において、取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
砂田有史	弁護士													
原田隆	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

h 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

i 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
砂田有史		——	弁護士として企業法務を専門分野とした豊富な経験と幅広い見識をもとに、その専門性を当社の監査に反映していただくために選任いたしました。
原田隆	○	——	ソニーグループにおける各社の常勤監査役を歴任された豊富な経験に基づく知見を当社の監査に反映していただくために選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

平成12年の株主総会にて、当社の役員、監査役に付与することを決定し、行使期間を平成14年より平成19年までといたしましたが、現在すべて行使済みとなっています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第40期に係る取締役および監査役の報酬等につきましては、平成27年6月25日提出の有価証券報告書に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、株主総会が決定した報酬総額内で、世間水準及び会社実績、従業員給与等のバランスを考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎月開催される取締役会などの経営に係る重要な会議についての開催通知および関連資料を担当部門から事前に提供しております。これに基づいて会議に出席するほか、毎月開催される内部監査部門との会議および報告により、社内情報の入手と監査活動をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、内部監査部門を設け、内部牽制システムの充実に図るとともに、内部統制システムの方針に基づき、コーポレート・ガバナンス並びにコンプライアンスが有効に機能するよう図っております。

内部監査部門は3名の専任スタッフによって構成され、当社及びグループ各社の業務運営の実態を把握し、業務上の過誤による不測の事態を予防するとともに、適法性、合理性、適正な財務報告の信頼性確保の観点から公正かつ独立の立場で、各部門の業務オペレーション及び管理状況等を検証・評価し、助言や勧告を行っております。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会をはじめとした経営に関する会議に出席するほか、質問、閲覧、調査等を行うことにより、取締役の職務執行について監査するとともに、必要に応じて意見を述べるなど、監視・牽制体制を整えております。また、内部監査部門及び会計監査人と連携をとりながら、当社及びグループ各社について調査、評価することで、監査機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外取締役1名および社外監査役2名を選任し、さらに社外監査役の内1名を独立役員に選任しておりますが、それらは取締役会などの重要な会議に出席し、社外取締役は経営上の重要事項に関して自らの見識に基づいた発言と監督を行い、社外監査役は取締役の職務遂行について適法性および妥当性の観点からの監査を行っております。

このように社外からの継続的なチェックを受けることで経営監視機能の客観性及び中立性確保の体制は十分であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、平成27年6月25日(木曜日)に開催をいたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文要約版をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへ掲載しております。 http://www.meiko-elec.com/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎決算期に、社長による、アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を実施しているほか、担当役員によるスモールミーティングを数回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料等 http://www.meiko-elec.com/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専門部隊として渉外グループを設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス規程」および「メイコーグループ行動規範」において、株主や取引先、地域社会等の全てのステークスホルダーの立場を重視し、かつ信頼が得られる経営の実現を目指すことを規定するとともに、メイコーグループ全社員に対してそれら規程類の周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全工場のISO14001取得、グリーン調達、RoHS指令に基づく部品調達など、環境保全に関する活動を積極的に行っているほか、コンプライアンス、セキュリティ、社会貢献、IR、等CSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	CSR報告書を当社ホームページで公表しております。 http://www.meiko-elec.com/csr/index.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムといたしましては、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で定めております。その基本方針は次のとおりであり、当社は同方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び執行役員は、「メイコー経営理念」を通じて、当社及び当社子会社（以下、「メイコーグループ」という。）における企業倫理の確立並びに取締役等及び使用人による、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコー行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性について、情報発信及び教育を通じて、メイコーグループにおける周知徹底をはかる。

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス施策の立案・実施・モニタリング及びコンプライアンス違反事件についての分析と検討を行い、その結果を踏まえて再発防止策の立案・実施を推進する。

監査役は、独立した立場から内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。また、内部監査部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。

取締役は、法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

総務本部は、総務部門及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を整備し、メイコーグループにおける法令もしくは定款違反及び社内規程違反の発見、又はそのおそれのある事実の早期発見のため、その利用を促進する。

当社は、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報・文書について、情報セキュリティ方針、文書管理規程及び各管理マニュアルに基づき、文書もしくは電磁的記録により、適切に保存、管理を行う。

当社は、取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役及び監査役が、随時これらの文書を閲覧できるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

当社は、技術上及び営業上の秘密について、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。

当社は、個人情報保護法における個人情報について、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、メイコーグループを取り巻く、環境、災害、品質、情報セキュリティ等様々なリスクを想定して、「リスク管理基本規程」及び「緊急時対応マニュアル」の整備を行い、危機発生防止に努める。

当社は、メイコーグループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

当社は、お客様の生産計画への影響を最小限におさえるべく、BCP(Business Continuity Plan)を作成し、緊急時に備える。また、メイコーグループ会社においてBCPを作成させ緊急時に備える。

総務本部は、メイコーグループにおいて、重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したとき、直ちに代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、統括的な危機管理を行うと同時に再発防止に努める。

当社は、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、メイコーグループのリスク管理の実施について監督する。

リスク管理委員会は、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会及び執行役員会において報告するものとし、特に重要なものについては取締役会及び執行役員会において十分な審議を行うものとする。

内部監査部門は、メイコーグループにおけるリスク管理体制及びリスク管理の実効性について監査する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定期的にと取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。

取締役会は、メイコーグループの重要事項の決定並びに取締役の職務遂行状況の監督を行う。

取締役会は、メイコーグループの中期経営目標並びに年間事業計画の決定と職務権限や意思決定ルールの策定、及び月次・四半期業績管理を行う。

取締役会は、執行役員会、取締役及び執行役員に対して権限移譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定による効率的な業務執行体制を構築する。

当社は、取締役会及びその他の業務執行の意思決定会議において、課題に対する進捗状況を確認し、適宜、改善策を実施する。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコーグループ行動規範」を通じて、子会社の取締役及び使用人による違法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

当社は、メイコーグループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して、当該子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告もしくは承認伺いを必要とさせるほか、特に重要な事項については当社の取締役会へ付議を行わせる。

当社は、「リスク管理基本規程」に基づき、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

当社は、子会社を含め、全ての事業に関わるリスク管理を適切に行うため、リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク管理にかかわる課題・対応策を審議する。

当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、メイコーグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

当社は、メイコーグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門及び当社子会社は、関連する部門の支援の下で、これを実施する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な監査役業務補助者を、当社の使用人から任命する。使用人の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の評価、任命、解任、人事異動等について、監査役の同意を得た上で決定する。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

当社は、前項の使用人が、他部署の使用人を業務する場合は、監査役に係る業務を優先させる。

i. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、株式会社メイコー及びグループ各社において著しい損害を及ぼす恐れのある事項や、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。

子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制として、以下(1)から(4)について定める。

(1) 子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、メイコーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第

第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又は、メイコーグループのヘルプライン(内部通報)に通報する。

(3) ヘルプライン(内部通報)の担当部門は、メイコーグループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

(4) 当社の内部監査部門、法務部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

j. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」に基づき、監査役への報告を行ったメイコーグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をメイコーグループの役員及び使用人に周知徹底する。

k. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用等の支払いをするため、毎年、一定額の予算を設ける。

l. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役と監査役との間において、定期的に意見交換の機会を設けることにより、監査役が実効ある監査を行うことができるように努める。

監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換による連携を図る。

監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席することができる。

当社は、常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の反社会的勢力の排除体制については、内部統制システムに関する基本方針に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び関連マニュアルに従い、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。」と謳っております。

これに伴い、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」を設けるとともに、各種のマニュアルを作成いたしました。また、神奈川県企業防衛対策協議会に参加し各種情報連絡会や講習会に出席するとともに警察との密な連携をこころがけております。また警察署長OBも雇用し、常駐していることで有事に備えております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、現在は買収を受けにくい株主構成であることから買収防衛策を導入しておりません。
今後につきましては、株主構成の変化、他者の導入事例やそれに対する株主の反応等を把握し、必要に応じて適切に対応してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■ コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

